

政治活動用事務所に掲示する立札及び看板に関する手引き

1 掲示できる立札及び看板の類の総数

下関市議会議員又は下関市長の選挙に係る公職の候補者等 1 人につき 6 枚、同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて 6 枚です。

2 掲示できる枚数

1 つの政治活動用事務所に掲示できる立札及び看板の類は、通じて 2 枚以内です。

(注) 当該選挙の期日の告示日の前に掲示したものであれば、選挙の期間中も掲示しておくことができますが、選挙期間中に新たにに取り付けて掲示することはできません。

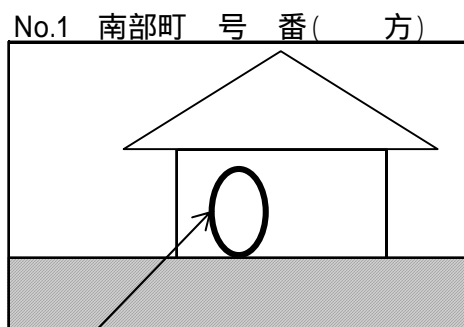
3 掲示できる場所

立札及び看板の類は、「政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において」掲示しなければなりません。

なお、申請に当たっては、次を参考にして、設置予定状況が分かる書類を必ず添付してください。

(1) 申請書に記載する事務所及び立札・看板等がひとつの写真に収まるように写真撮影をしてください。

(2) 任意の様式で構わないので、写真整理したものを申請書とともに選挙管理委員会事務局に提出してください。次図は、様式例です。



備考

(1) 新規に設置するものだけでなく、既に設置している立札・看板等の位置を移動せず、そのまま使用する場合においても、現況の写真撮影をしてください。

(2) 明らかに事務所ではない場所(例: 田畑、空き地、空き家、事務所機能を有していない倉庫)への設置は出来ません。

(3) 申請場所とは異なる場所（離れた場所）への設置は出来ません。

(注) 立札・看板の類は、事務所ごとにその場所へ掲示されるものであり、事務所の実体のない場所、道路端、農地、駐車場、空き地、公共の場所（ガードレール等）に取り付けて掲示することはできません。

4 立札、看板の大きさ

縦150cm、横40cmを超えないもので、縦、横どちらにして使用しても自由です。

なお、立札、看板の類の規格は字句の記載される部分のみでなく、その下に足が付いている等の場合は、その足の部分等も含まれます。

5 証票の表示

下関市選挙管理委員会が交付する証票を表示しなければなりません。

(注) 証票は候補者等用(事務所など) 後援団体用証票(後援会連絡事務所など)の2種類があります。

6 異動の届出、証票の再交付申請、証票の返還の届出、変更の届出

- (1) 事務所の異動 異動の届出
- (2) 候補者でなくなった時 返還の届出
- (3) 証票の紛失、破損 再交付の申請
- (4) 事務所の所在地を変更した時等 変更の届出

7 罰則規定

行政指導を行った上で、立札及び看板の類の数、大きさ、掲示場所又は証票の表示などに違反があった場合は、2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処されることがありますのでご注意ください。

下関市選挙管理委員会

〒750-8521 下関市南部町 1-1 TEL231-2415